官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（文部科学一三八）　一
〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第五項の規定に基づき対象施設の敷地等の指定を解除する件（内閣府一三三）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一四七）
○重要文化財を管理すべき団体を指定する件（文化庁二九）
○保安林の指定を解除する件（農林水産一八四八～一八五五）
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一八五六）
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇五三～一〇五六）
○道路に関する件（東北地方整備局九五、九六）
○道路に関する件（関東地方整備局二四八、二四九）
○都市計画に関する件（中部地方整備局一〇五）
○都市計画に関する件（九州地方整備局一三四、一三五）
○道路に関する件（北海道開発局九五、九六）　三
〔国会事項〕　四
〔人事異動〕
内閣府　五
〔叙位・叙勲〕　五
〔褒　賞〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六
北海道開発局公示（北海道開発局）　七
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示（国土交通省最低賃金公示五）　八
国家試験
第五十八回核燃料取扱主任者試験の施行（原子力規制委員会）　八
第六十八回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行（同）　九
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五三）　一三
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一六
会社その他
会社その他　一七

法規的告示

○文部科学省告示第百三十八号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）の施行に伴い、並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十八号）の全部を次のように改正する。

令和七年十二月八日

文部科学大臣　松本　洋平

専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準

第一条　専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　修業年限が四年以上であること。

二　全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。

三　体系的に教育課程が編成されていること。

四　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十二条の二第二項に規定する評価（次条第四号において「第三者評価」という。）を行い、その結果を公表していること。

第二条　専修学校の専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　次のイからハまでに掲げる専修学校の専攻科の区分に応じ、当該イからハまでに定める特定専門課程（学校教育法第百二十五条の二

第一項に規定する特定専門課程をいい、当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程に限る。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していること。

イ　保健師又は助産師の養成を行う専攻科

看護師の養成を行う特定専門課程

ロ　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二条に規定する一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士又は一級二輪自動車整備士の養成を行う専攻科　同条に規定する二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の養成を行う特定専門課程

ハ　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）別表第二専門基礎分野の項第三号に規定する厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関に係る専攻科　あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成を行う特定専門課程

二　当該専攻科の修業年限の年数と当該特定専門課程の修業年限の年数とを合算した年数が四年以上であること。

三　当該専攻科の単位数と当該特定専門課程の単位数とを合算した単位数が百二十四単位以上であること。

四　第三者評価を行い、その結果を公表していること。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定は、この告示の施行の日以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、この告示の施行の日前に専修学校の専門課程に入学した者については、なお従前の例による。

その他告示

○内閣府告示第百三十三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定により平成二十八年内閣府告示第百六十八号をもって指定した対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域について、次の対象危機管理行政機関に係る対象施設が対象施設でなくなったため、同条第五項の規定により指定を解除したので、同条第六項の規定により告示する。

令和七年十二月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府の庁舎であって東京都港区赤坂五丁目二番二十号に所在するもの

○法務省告示第百四十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十二月八日

法務大臣　平口　洋

津地方法務局所属　公証人　福田　勝

同　土性　敦

同　緒方　淳

同　羽田野和孝

同　神田　浩行

同　山下　裕之

同　沼田　政行

岐阜地方法務局所属　公証人　鈴木　芳胤

同　朝山　泰秀

同　松山　佳弘

同　坂野　恵美

同　加藤　直人

同　蔦　啓一郎

同　泉代　洋一

福井地方法務局所属　公証人　内田　匡厚

同　丸尾　秀一

同　澤田　竜彦

金沢地方法務局所属　公証人　石原　寿記

同　太田　孝治

同　宮田　誠司

同　髙田　浩

同　谷田部　浩

富山地方法務局所属　公証人　神田　滋

同　草山　哲明

同　小島　直久

佐賀地方法務局所属　公証人　木村　幹人

同　横山　紫穂

長崎地方法務局所属　公証人　根占　聡哉

同　増永　俊朗

同　森　一朋

同　林　健児

大分地方法務局所属　公証人　二宮　宏光

同　土師実千秋

同　柳川　謙二

同　鈴石　勝彦

熊本地方法務局所属　公証人　羽田　豊光

同　橋本　修明

同　内田　武志

同　植田　浩行

同　武野　康代

同　舟川　勝美

同　桂木　正樹

鹿児島地方法務局所属　公証人　古賀　康之

同　馬場　潤

同　中澤　智

○文化庁告示第二十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として広川町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月八日

文化庁長官　都倉　俊一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
濱口家住宅 附・煉瓦塀	二基	平成二十六年九月十八日文部科学省告示第百三十一号	一般財団法人東濱口家住宅保護財団	和歌山県有田郡広川町広一三〇二番地一	和歌山県有田郡広川町大字広字南市場一二九二番
			広川町	和歌山県有田郡広川町大字広一五〇〇番地	

○農林水産省告示第千八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市小田木町モチ洗バ三二の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷一〇三四の三、一〇三七の三、一〇四〇の三、一〇四二の三、一〇四六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市立石一三一五の一九〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

同　川野　達哉

同　伊藤　俊行

同　豊田　英一

同　大野　政徳

同　北野　彰

同　久保　朝則

同　池田　哲郎

同　大澤　晃

同　渡口　鵬

同　植村　幹男

同　中里　直人

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市下組字山ノ越一一の三・一三の二・一三の六（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一一の二・一二の四・一三の四（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市下組字山ノ越一一の三・一三の二・一三の六（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一一の二・一二の四・一三の四（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県仙北市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県仙北市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県北秋田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でいれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 ｜ 都道府県別漁獲可能量 北海道 ｜ 3,898 （略） ｜ （略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 ｜ 都道府県別漁獲可能量 北海道 ｜ 3,698 （略） ｜ （略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	786
（略）	（略）

第六～第八　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	986
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○国土交通省告示第千五十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
武雄市東川登町大字永野字釜谷四七九七番三	前	最大 八七	三八
		最小 五七	
	後	最大 九一	
		最小 五七	

○国土交通省告示第千五十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大津市馬場南町字石ヶ谷三七一番三から同市馬場南町字大岩八丈敷三七二番三まで	前	最大 八二	三〇
		最小 七五	
	後	最大 九三	
		最小 七五	

○国土交通省告示第千五十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
湖南市菩提寺字八重谷三二七番一	前	最大 九一	二三
		最小 五〇	
	後	最大 九一	
		最小 七二	

○国土交通省告示第千五十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
霧島市国分広瀬字仮屋村下一五七二番三から同市国分広瀬字会所下一六一六番二まで	前	最大 六〇	四九七
		最小 二八	
	後	最大 二二〇	
		最小 三八	

○東北地方整備局告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

東北地方整備局長　西村　拓

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　七号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
能代市二ツ井町駒形字烏野上岱一番六から同市二ツ井町切石字厩ケ台二五〇番まで	一〇五・八一～一〇・五〇	一・三七七

四　指定する期日　令和七年十二月八日

○東北地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
能代市浅内字浅内堤下一九〇番一から同市二ツ井町切石字厩ケ台二五一番まで	前	A 一二・〇〇～一五四・六〇メートル	二三・二八三キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二三・八〇～三二五・六〇	一七・三五〇	
		C 一一・二〇～一二八・九〇	一・九四〇	
	後	A 一二・〇〇～一五四・六〇	二三・二八三	
		B 二三・八〇～三二五・六〇	一七・三五〇	
		C 一一・二〇～一三七・八〇	一・九四〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久喜市下早見字内谷一六八五番五から同市北青柳字深町九六三番一まで	前	一〇六・九七～三三三・四六メートル	〇・六〇〇キロメートル
	後	一〇六・九七～三〇〇・二七	〇・六〇〇

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により一般国道の改築工事を本整備局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

令和七年十二月八日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百二十一号	日光市西川から同市川治温泉滝まで	改築	令和七年十二月八日

○中部地方整備局告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月八日　中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　尾張都市計画道路事業三・三・二号北尾張中央道
三　事業施行期間　自令和七年十二月八日至令和十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　愛知県一宮市松降通八丁目並びに常願通四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目並びに枠札町四丁目並びに貴船町四丁目並びに寺島町二丁目並びに観音町地内
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月八日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　熊本県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年九州地方整備局告示第四十一号荒尾都市計画道路事業三・四・十二号万田下井手線
三　事業施行期間　自令和五年三月八日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　令和五年九州地方整備局告示第四十一号の事業地のうち熊本県荒尾市原万田字妙見、字袴嶽、字水ノ手、字辻及び字星ケ谷地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月八日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年九州地方整備局告示第十八号筑後中央広域都市計画道路事業三・三・二十三―十号堤上野線
三　事業施行期間　自令和二年二月二十八日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十五号及び二百三十七号	北海道沙流郡日高町富川東二丁目九三三番一から同町富川東二丁目九三九番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和七年十二月八日

○北海道開発局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十四号	北海道斜里郡小清水町字神浦二二五番一から網走市字栄三一二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　令和七年十二月八日

○北海道開発局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十五号及び二百三十七号	北海道沙流郡日高町富川東二丁目九三三番一から同町富川東二丁目九三九番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和七年十二月八日

国会事項

衆議院

質問書提出

十二月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＳＳ（サービスステーション）を経営している中山間地の事業者に対するガソリン価格への支援に関する質問主意書（神津たけし提出）

日韓の文化財返還問題に関する質問主意書（上村英明提出）

太陽光発電と建築基準法に関する再質問主意書（島田洋一提出）

特別児童扶養手当の所得制限に関する質問主意書（丸尾圭祐提出）

「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書（山崎誠提出）

「リサイクル燃料貯蔵（株）に関する使用済核燃料搬入・搬出計画」及び「六ヶ所再処理工場」に関する質問主意書（山崎誠提出）

参議院

議事日程

十二月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第八号

令和七年十二月五日（金曜日）

午前十時開議

第一　気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　医療法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会内閣提出、第二百十九回国会衆議院送付）

報告書提出

十二月四日委員長から次の報告書を提出した。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（閣法第四号）審査報告書

医療法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会閣法第二一号）審査報告書

人事異動

内閣府

令和八年公認会計士試験試験委員に任命する

任期は令和八年十一月三十日までとする（各通）

浅野　敬志　　浅見　裕子　　石川　業　　市川　紀子　　大録　宏行　　梅原　秀継　　加井　久雄　　齊野　純子　　清水　泰洋　　神納　樹史　　鈴木　和仁　　千﨑　育利　　園生　裕之　　中野　秀俊　　中山　重穂　　西山　一弘　　菱山　淳　　宮治　哲司　　山内　暁　　荒井　謙二　　生越栄美子　　庵谷　治男　　潮　清孝　　川端　稔　　熊谷　康司　　尾﨑　隆之　　簗本　智之　　佐々木郁子　　篠田　朝也　　渡邊　章好　　前田　陽　　井上　普就　　今井　泰弘　　上野　直樹　　岸　牧人　　島　信夫　　田口　聡志　　濱本　明　　林　一平　　原科　博文　　藤原　英賢　　峯　敬　　安田　忍　　今川　嘉文　　大久保拓也　　河村　賢治　　笹岡　愛美　　品谷　篤哉　　髙木　康衣　　髙橋　真弓　　原　郁代　　藤嶋　肇　　松尾　健一　　矢﨑　淳司　　若林　泰伸

令和八年公認会計士試験試験委員に任命する

任期は令和八年十一月三十日までとする（各通）

伊川　正樹　　加藤　友佳　　神林　克明　　坂巻　綾望　　柴　由花　　柘植　里恵　　辻　美枝　　鶴田　泰三　　成澤　信彦　　春田　泰徳　　峯岸　秀幸　　吉田　博之　　勝又壮太郎　　河合　篤男　　鈴木　正明　　竹内　倫和　　西村　友幸　　若林　隆久　　阿萬　弘行　　岩壷健太郎　　鈴木　健嗣　　芹田　敏夫　　柳瀬　典由　　山田　和郎　　秋山　太郎　　井深　陽子　　古川　徹也　　滝澤　美帆　　田中茉莉子　　八木　匡　　石田　剛　　都筑　満雄　　中谷　崇　　堀川　信一　　村田　大樹　　稲葉　由之　　各務　和彦　　勝浦　正樹　　佐藤　美佳　　元山　斉　　中野　秀俊

叙位・叙勲

○叙位

（国立大学法人職員）

従四位に叙する

林　高宣

正五位に叙する

大田　正　　高田　吉夫

従五位に叙する（各通）

多田　省一　　中島　資夫

正六位に叙する（各通）

小林　清一　　長岡　修　　村井太美雄

（三条市公立学校長）

市川　俊一

鋤柄　進　　高橋　聖一　　乙川　尚史

谷野　由枝　　冨山　將三　　田中　泰良

前川　貞夫　　七澤　久一

従六位に叙する（各通）

張間　洋一　　吉本　興市

正七位に叙する（各通）

稲田　治雄　　木村　忠雄　　信夫　正三

谷畑　幸藏　　若松　登

従七位に叙する（各通）（以上十月三十日）

土井　勝二

正四位に叙する

野村　敬明

正五位に叙する（各通）

阿部　幹男　　工藤　良憲　　八嶋　健三

坪坂　昇　　水口　亨　　須澤　眞廣

従五位に叙する（各通）

秋元　郁雄　　秋山　一夫　　木村　信雄

小池欣太郎　　田上　悦郎　　濱口　宏

前井　繁　　和田　賢次

正六位に叙する（各通）

安藤　修二　　池田　敬　　岩坪　博勝

漆谷　悦男　　塩川日出東　　柴田　守

高橋　誠　　野村　幸弘　　堀　雅隆

宮川　喜義

従六位に叙する（各通）

嘉数　良雄　　小高　猛　　中野　豊

正七位に叙する（各通）

（准陸尉）

加治木　勉

國京　伸浩

福田　伸一

従七位に叙する（各通）（以上十月三十一日）

正四位に叙する

（岐阜大学名誉教授）

（久留米工業高等専門学校名誉教授）

大和谷　毅

従四位に叙する（各通）

工藤　忠明

従五位に叙する（各通）

伊藤　敏雄　　鈴木　健一　　萩原　武

正六位に叙する（各通）

川原　育夫　　丸山　毅一

古市　公威　　松本　徳巳

井納　澄男　　岡田　耕二　　中野　基文

河本　春生　　北村　政巳　　古賀　美文

鈴木　欣一　　芹澤　眞澄　　園田　英夫

高野倉浩二　　田村　直之　　津田　輝行

藤瀬　武　　松田　裕一　　三輪　章二

従六位に叙する（各通）

内山　勝隆　　小川　榮吉

原田　好幸　　鳥本　惠二

堀　建三

正七位に叙する（各通）

渡邊　博彰

従七位に叙する（以上十一月一日）

（群馬大学名誉教授）

桑原　信弘

正四位に叙する

石井　武夫　　北野　寛治

従五位に叙する（各通）

伊藤　鉊三　　濱田　浩

春日　俊雄　　宇多村　譲

（浦添市議会議員）

金子　勇

正六位に叙する（各通）

新井　靖夫　　上田　勝彦　　比嘉　武宏

江藤　和男　　大谷　博仁　　吉松　正雄

滝波　利博　　竹原　光則

従六位に叙する（各通）

石川　正夫　　國武　基久　　臼澤　修一

提　省已　　砂川　朝春　　大矢　義男

正七位に叙する（各通）

高橋　良二　　西内　一　　小泉　幸雄

従七位に叙する（各通）（以上十一月二日）

劍地　一雄

従五位に叙する

佐藤　博幸

正六位に叙する

一宮　昭宏　　小泉十九三　　原　拓司

正七位に叙する（各通）（以上十一月三日）

梶原梶之助　　高橋　利夫　　湯浅　隆

正六位に叙する（各通）

（五所川原市議会議員）　鳴海　初男

従六位に叙する
岡林　隆志　奥野　博昭　田部井暉明

正七位に叙する（各通）（以上十一月四日）
大坪　信廣　寒川　成也

正七位に叙する（各通）（十一月六日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける（十月三十日）
大田　正

旭日小綬章を授ける（以上十月三十一日）
八嶋　健三

旭日中綬章を授ける
工藤　良憲

旭日小綬章を授ける（以上十月三十一日）
（京都府宇治田原町議会議員）　淺田　晃弘
城谷　義文

旭日単光章を授ける（各通）（十一月一日）
比嘉　武宏

旭日双光章を授ける
坂口　忠士

旭日単光章を授ける（以上十一月二日）
佐藤　博幸

旭日双光章を授ける
大重　玄正

旭日単光章を授ける（以上十一月三日）
（五所川原市議会議員）　鳴海　初男

旭日双光章を授ける
吉田　禮治

旭日単光章を授ける（以上十一月四日）
（国立大学法人職員）　林　高宣

瑞宝小綬章を授ける
（三条市公立学校長）
市川　俊一
小林　清一　多田　省一
乙川　尚史
谷野　由枝
村井太美雄　山川　隆
若松　登

瑞宝双光章を授ける（各通）
稲田　治雄
木村　忠雄
信夫　正三
吉本　興市

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十日）
須澤　眞廣

瑞宝小綬章を授ける
秋元　郁雄　秋山　一夫
阿部　幹男
小池欣太郎　野村　幸弘
濱口　宏
水口　亨

瑞宝双光章を授ける（各通）
（准陸尉）
安藤　修二
岩坪　博勝
福田　伸一　堀　雅隆　馬渡　正明
國京　伸浩

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十一日）
（岐阜大学名誉教授）　工藤　忠明

瑞宝小綬章を授ける
井納　澄男　金居　章甫　進士　暢夫
芹澤　眞澄　原田　好幸　古市　公威
松田　裕一　丸山　毅一

瑞宝双光章を授ける（各通）
高野倉浩二　堀　建三　山本　兼雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）
伊藤　鋼三　上田　勝彦　春日　俊雄
金子　勇　提　省已　滝波　利博

瑞宝双光章を授ける（各通）
小泉　幸雄　西内　一　道畑　和見

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二日）
一宮　昭宏

瑞宝単光章を授ける（十一月三日）
奥野　博昭

瑞宝双光章を授ける
岡林　隆志

瑞宝単光章を授ける（以上十一月四日）
大坪　信廣

瑞宝単光章を授ける（十一月六日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

後藤キミヨ　原　節義　矢内アヤ子
堀江　裕介　深沢　崇　中内まどか
阿尾　浩和　西川　茂樹　山口勘十郎
神野　洋平　渥美　武男　名古　正江
阪川　忠文　川崎　賢祥　大塚　哲夫
梶　明子　大出　孝博　大木　庸男
菊地　久子　井上　善也　加藤　賢
中村　仁彦　土肥野浩之　小室久美子
藤本　兵馬　和地　徳子　市來　直人
齊藤　正幸　中島眞紀子　渋谷　雅典
鈴木　邦芳　西田　則　玉井　浩一
中村　豊　島田　直樹　大久保美智子
伊藤　正人　木之下　誠　穂井田春美
進藤　勝久　大橋　均　安井　喜秀
寺崎善次郎　岡田　眞明　森　真由美
藤掛　馨　丸山　雅樹　栗原　勝
辻　庸介　柴田　昇　南文　雅貴
本田　安子　金子　文子　池ノ内貴美子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

小西　可南　森江　安　岡本　依大
建部　好治　安井　仲雄　今井　芳博
富樫　明　米田多智夫　鶴見　俊彦

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）
中華人民共和国人　陸　国偉

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

菊谷　功　和田　泰治　岸　浩司
井崎スヱ子　土子　正良　坂口　美鈴
岡崎眞理子　池　俊明　山田　正剛
中嶋　洋　佐々井浩志　高木　茂行
小澤　正実　山崎　惠　松田　芳己
藤沢　昭和　植田　勝典　森本　大
内藤　弘康　松尾　勝馬

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）
鬼頭　和也　四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける（各通）
堀　義人　久納　昇辰　長澤美惠子

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

福嶋　康博　山田　英生　佐々田正徳
三浦　明範　橋本　太乙　牧　廣美
長谷川智彦　谷川政一郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社アートマン計画事務所
株式会社アゲイン・テック
エックスサーバー株式会社
株式会社ムサシ
株式会社ムゲンエステート
森トラスト株式会社
岩城製薬株式会社
中外製薬株式会社
リゾートトラスト株式会社
辰村商事株式会社
小太郎漢方製薬株式会社
ＴＡＮＡＫＥＮ株式会社
橋本産業株式会社
日本遊技機工業組合
青池水産株式会社
新和商事株式会社
ゼビオホールディングス株式会社
東洋システム株式会社
株式会社ジェイエイシーリクルートメント
株式会社山田養蜂場
株式会社ヒラノのタマゴ
株式会社ミラタップ
株式会社つくば電気通信
株式会社バルコム
大崎設備工業株式会社
株式会社ビッグサン
坂本産業株式会社
西日本ポートリー株式会社
ネッツトヨタ南海株式会社
トヨタカローラ南海株式会社
株式会社スチールハブ
株式会社岡山製紙
株式会社八神製作所
株式会社あきんどスシロー

ディップ株式会社
湧別漁業協同組合
常呂漁業協同組合
有限会社宇田ミート
渡辺パイプ株式会社
マルスイホールディングス株式会社
伸和コントロールズ株式会社
パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
トヨタすまいるライフ株式会社
株式会社ＣＰＡ　Ａｌｌｉａｎｃｅ
播州信用金庫
岐阜電力株式会社
野村アセットマネジメント株式会社
株式会社アンビションＤＸホールディングス
褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）
株式会社アイ工務店
大東建託株式会社
褒章条例第二条により褒状二枚を授ける（各通）
株式会社大塚商会
褒章条例第二条により褒状三枚を授ける

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故岩井薫遺族　岩井　一雄
故高谷岩男遺族　山岸　洋子
故古川聰惠遺族　藤田　尚徳
故山本道雄遺族　山本　康平
故高木真理子遺族　海津　隆哉
故石川たけ遺族　石川　潤

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故梅田輝世遺族　高橋　幸
故大谷なほみ遺族　平田　初子
故根本久美子遺族　松本惠美子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	四号
㈢　占用を制限する区域	栃木県那須郡那須町大字豊原乙字川東二九八五番１から同町大字豊原乙字道西六一六番一まで
㈣　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤　占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日	令和七年十二月九日
㈦　図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	三百三十四号
㈢　占用を制限する区域	北海道斜里郡小清水町字神浦二二五番一から網走市字栄三一二番一まで
㈣　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。
㈤　占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日	令和七年十二月八日
㈦　図面縦覧場所	北海道開発局及び同局網走開発建設部

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第５号

交通政策審議会から全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金公示第６号）及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金公示第４号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100－8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

令和７年12月８日

国土交通大臣　金子　恭之

交通政策審議会の意見（要旨）

１．全国内航鋼船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「267,950円」を「276,450円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「251,500円」を「260,000円」に、部員「209,350円」を「217,850円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「200,050円」を「208,550円」に改正することが適当である。

２．海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（事務部職員を除く。）「264,750円」を「273,250円」に、事務部職員「209,750円」を「218,250円」に、部員「201,900円」を「210,400円」に改正することが適当である。

３．漁業（かつお・まぐろ）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、１人歩船員「213,300円」を「224,000円」に改正することが適当である。

国家試験

第58回核燃料取扱主任者試験の施行

第58回核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号）第２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月８日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

１．日時及び課目

	（10時00分から12時00分まで）	（13時30分から15時30分まで）
令和８年３月２日(月)	核燃料物質に関する法令	核燃料物質の化学的性質及び物理的性質
令和８年３月３日(火)	核燃料物質の取扱いに関する技術	放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術

２．場所　ビジョンセンターグランデ東京浜松町（東京都港区芝大門１―13―９ＵＤ芝大門ビル）

３．受験の申込期間　令和８年１月５日（月）から令和８年１月19日（月）まで（必着）

４．受験の申込手続　原子力規制委員会ホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に掲載される受験要領を熟読し、受験申込書及び履歴書の他、必要書類を簡易書留等追跡が可能な方法で提出すること。受験要領及び必要書類の様式類は、ホームページからダウンロードすること。なお、希望者に対しては申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課が交付する。

５．受験料の納付　47,700円を納入告知書により納付すること。

６．合格者の発表　令和８年６月頃に官報で公告し、同時に核燃料取扱主任者免状を本人に送付する。

７．留意事項　試験の実施に関する情報については、ホームページに最新の情報を掲載する。なお、希望者に対しては申出により個別に対応を行う。

８．受験申込書等送付先及び問合せ先　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課　〒106―8450　東京都港区六本木１―９―９　六本木ファーストビル20階　（電話）03―6277―6924

第68回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行

第68回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行について、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月８日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

１．日時及び課目

	（10時00分から12時30分まで）	（13時30分から16時00分まで）
令和８年３月16日(月)	原子炉に関する法令	原子炉理論
令和８年３月17日(火)	原子炉の設計	原子炉の運転制御
令和８年３月18日(水)	原子炉燃料及び原子炉材料	放射線測定及び放射線障害の防止

２．場所　ビジョンセンターグランデ東京浜松町（東京都港区芝大門１―13―９ＵＤ芝大門ビル）

３．受験の申込期間　令和８年１月５日（月）から令和８年１月19日（月）まで（必着）

４．受験の申込手続　原子力規制委員会ホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に掲載される受験要領を熟読し、受験申込書及び履歴書の他、必要書類を簡易書留等追跡が可能な方法で提出すること。受験要領及び必要書類の様式類は、ホームページからダウンロードすること。なお、希望者に対しては申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課が交付する。

５．受験料の納付　52,100円を納入告知書により納付すること。

６．合格者の発表　令和８年６月頃に官報で公告し、同時に筆記試験合格証を本人に送付する。

（備考）　口答試験の施行については追って官報で公告するが、令和８年９月頃に東京都区内で実施する予定である。

７．留意事項　試験の実施に関する情報については、ホームページに最新の情報を掲載する。なお、希望者に対しては申出により個別に対応を行う。

８．受験申込書等送付先及び問合せ先　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課　〒106―8450　東京都港区六本木１―９―９　六本木ファーストビル20階　（電話）03―6277―6924

国土調査の成果の認証の公告

国土地理院が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和七年十一月二十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年十二月八日

国土交通大臣　金子　恭之

都道府県名	基準点測量成果簿の名称	基準点網図の名称	実施地域
岩手県	盛岡地区	盛岡	盛岡市
	遠野地区	大迫、土淵	遠野市
山形県	米沢地区	米沢	米沢市
栃木県	市貝地区	烏山	市貝町
岐阜県	高山朝日第１地区	高山	高山市
	高山朝日第２地区	高山	高山市
	高山高根地区	高山、乗鞍岳	高山市
	七宗地区	金山	七宗町
兵庫県	稲美地区	高砂	稲美町
	稲美町印南地区	高砂	稲美町
鳥取県	八頭地区	若桜	八頭町
	智頭地区	智頭、坂根	智頭町
広島県	庄原地区	庄原、上下	庄原市
徳島県	上勝地区	雲早山	上勝町、神山町
香川県	観音寺地区	観音寺	観音寺市
高知県	大豊地区	本山	大豊町、本山町
	宿毛地区	宿毛	大月町
福岡県	宮若地区	直方	宮若市
熊本県	菊池地区	八方ヶ岳、菊池	菊池市
	御船地区	御船、砥用	御船町
	山都地区	御船、高森	山都町
大分県	佐伯地区	臼杵、佐伯	佐伯市
鹿児島県	南大隅地区	辺塚	南大隅町
	肝付地区	大根占	肝付町

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月８日

四国地方整備局長　豊口　佳之

１　処分をした年月日　令和７年11月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　正和商事株式会社　門屋　早人　愛媛県松山市高岡町96　国土交通大臣許可（般―06）第3083号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業に関る一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年11月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０１３号
名古屋市港区宝神１丁目128番地
清算株式会社　ＫＲＣ管財株式会社
代表清算人　袋田　清志
１　決定年月日　令和７年11月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第２４号
愛知県高浜市小池町５丁目６番地25
清算株式会社　株式会社Ａ・Ｉ・Ｓ
代表清算人　森重　龍司
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０５４号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　株式会社ラックナム
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０２８号
大阪市淀川区西中島４丁目９番28号
清算株式会社　株式会社ＮＣＴ
１　決定年月日　令和７年11月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第２号
広島県尾道市向島町16060番地79
清算株式会社　広島県東部食糧株式会社
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所尾道支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０５９号
東京都江東区潮見２丁目１番22号
清算株式会社　株式会社久米開発プロデュース
代表清算人　能口　卓也
１　決定年月日　令和７年11月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、発生時期を問わず、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済
⑴　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用及び金1000万円を控除した残額を弁済する。ただし、振込手数料は上記の必要な費用に含むものとし、清算株式会社が負担する。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　免除
協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　追加弁済
第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金に第２項⑴の金1000万円を加えた金額から必要な費用及び第２項⑴の金1000万円を控除した残額を弁済する。ただし、振込手数料は上記の必要な費用に含むものとし、清算株式会社が負担する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
５　残余財産の分配
第２項、前項の弁済及び第３項の債務免除の後、清算株式会社は、第２項の金1000万円を清算株式会社の株主に対し分配する。ただし、振込手数料は必要な費用として、清算株式会社が負担する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０２号

高知市南はりまや町１丁目２番20号
清算株式会社　株式会社エスアール商事
代表清算人　濱口　幸作

1　決定年月日　令和７年11月21日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

2　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。

3　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

4　前項の場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

高知地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号

福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地３
清算株式会社　ＷＫ株式会社
代表清算人　林田　安世

1　決定年月日　令和７年11月20日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権（元本、利息及び遅延損害金）につき、その全額の免除を受ける。

記

①　株式会社紅乙女酒造
②　筑後信用金庫
③　株式会社日本政策金融公庫
④　福岡県信用保証協会

以上

福岡地方裁判所久留米支部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　六頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　七十二頁（号外第一六三号）

令和七年十二月八日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号
（甲）株式会社ロイヤリティマーケティング　代表取締役　勝　文彦
東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号
（乙）株式会社ビヨンド・ザ・データ　代表取締役　髙木　朋行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.eneres.co.jp/ir/stock
（乙）https://www.eneres.co.jp/company/profile/public_notice_epm

令和七年十二月八日
東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地一
御茶ノ水ファーストビル
（甲）株式会社エナリス　代表取締役　都築　実宏
東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地一
御茶ノ水ファーストビル
（乙）株式会社エナリス・パワー・マーケティング　代表取締役　内田　泰裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一〇二頁（号外第一三九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月五日
掲載頁　五十三頁（号外第一二四号）

令和七年十二月八日
神奈川県小田原市本町二丁目一三番二〇号
（甲）株式会社湘南第一興商　代表取締役　仲井　正己
静岡県駿東郡清水町湯川四三番地の四
（乙）株式会社東静特機　代表取締役　若松　和浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都足立区関原三丁目二番四号―二〇三
合同会社利点　代表社員　山岡　俊也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都文京区目白台二丁目一二番一三号目白台Ｂ１ｄ五階
合同会社ＩＮＡＺＵＭＡ　ＧＡＭＥＳ　代表社員　川口　隼人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都千代田区神田佐久間町二丁目一三番三三号ムツミビル三階　合同会社ＫＳ
代表社員　グエン・ティ・ゴク・アイン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都品川区東五反田一丁目二〇番四号Ｍステージ五階　橘企画合同会社
代表社員　鈴木　健人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都千代田区神田佐久間町三丁目二九番九号フェリーチェ秋葉原一〇二
合同会社左川商事　代表社員　唐　賡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都文京区本郷一丁目三三番四号ＵＰ・ＢＡＳＥ・ＳＵＩＤＯＢＡＳＨＩ・一〇三号室
無限視覚合同会社　代表社員　顧　沁晟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階　ＥＰＪ合同会社
代表社員　近　武志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
和歌山県海草郡紀美野町福田三〇番地八
きみの青果合同会社　代表社員　藤垣　輝久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二二五頁（号外第一六九号）

令和七年十二月八日
東京都港区虎ノ門三丁目一九―一三スピリットビル六階　ＳＯＥＬＵ株式会社
代表取締役　白土　聡志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七十万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月八日
三重県伊賀市緑ケ丘東町九一四―二美旗屋ビル二〇一
有限会社アイディー　代表取締役　藤川　直紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千百万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月八日

京都市西京区嵐山朝月町二四番地九

アセットマネジメントカンパニー株式会社

代表取締役　森　由樹雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることといたしました。

効力発生日は令和八年二月二日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一三三頁（号外第一五一号）

令和七年十二月八日

広島県福山市西町二丁目一〇番一号

株式会社エフエムふくやま

代表取締役社長　内海　康仁

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月八日

東京都港区芝浦三丁目一番一号ｍｓｂＴａｍａｃｈｉ田町ステーションタワーＮ二三階

ＡＴＦ株式会社

代表取締役　大橋　直弥

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三九七七万六〇〇〇円、資本準備金の額を五億一六八三万一六七三円減少し、それぞれ一〇〇〇万円、二億八三七〇万四三九七円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十二日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/42744/announces

令和七年十二月八日

東京都文京区向丘二丁目三番一〇号

株式会社Ｌｅｇａｌｓｃａｐｅ

代表取締役　八木田　樹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日を基準日と定め、同日午後二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年一月十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月八日

大阪府堺市堺区砂道町一丁八番一五号

株式会社井上設備サービス

代表取締役　竹村　匡史

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月八日

東京都足立区平野二丁目一六番一六号

株式会社東貨流通

代表取締役　早川　智

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月八日

東京都新宿区築地町一五番地

株式会社神楽坂ハイツ

代表取締役　青柳　秀繁

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月八日

東京都新宿区高田馬場二丁目一四番二号

株式会社ファンタス

代表取締役　白井　直美

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月八日

岐阜県大垣市荒川町六五八番地

株式会社大丸

代表取締役　伊藤誠一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月八日

福岡市博多区綱場町四番一号

関門海運株式会社

代表取締役　和田　邦秀

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の日本における営業所を閉鎖するので、当社の全ての日本における代表者であるカシェル・キエロン・アンソニーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日

横浜市中区元浜町三丁目二一番二号ヘリオス関内ビル

Ａｖｅｒｎａ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ　Ｉｎｃ.

日本における代表者

カシェル・キエロン・アンソニー

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千九百万円減少し、百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　九十七頁（号外第一六〇号）

令和七年十二月八日

福岡市中央区天神一丁目一三番二号

アクロス箱崎駅前特定目的会社

取締役　小林健一郎

訂正公告

令和七年十一月二十七日掲載の大阪地方裁判所に係る令和七年（チ）第三二号所有者不明建物管理命令に関する異議の催告中、物件目録の登記記録上の共有者「[illegible]」とあるのは「[illegible]」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月八日

正　誤

令和七年十月二十二日（号外第二百三十五号）公布厚生労働省令第百三号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

一一ページ一九行目から三四行目までを削除する。